

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 新旧対照表（令和2年4月2日改正）

改正案	現行	備考
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>平成23年 3月30日 国総計第 97号                      国鉄財第368号                      国鉄業第102号                      国自旅第240号                      国海内第149号                      国空環第103号                      （中略）</p> <p><u>令和2年4月2日 国総地第 80号</u>  <u>国鉄都第265号</u>  <u>国自旅第334号</u></p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>平成23年 3月30日 国総計第 97号                      国鉄財第368号                      国鉄業第102号                      国自旅第240号                      国海内第149号                      国空環第103号                      （中略）</p>	
<p>目次</p> <p>第1編 共通事項（第1条－第3条）</p> <p>第2編 地域公共交通確保維持事業</p> <p>第1章 陸上交通（第4条－第25条の22）</p> <p>第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第3節 車両減価償却費等国庫補助金</p> <p>第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金</p> <p>第5節 <u>貨客混載導入経費国庫補助金</u></p> <p>第2章 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第1編 共通事項（第1条－第3条）</p> <p>第2編 地域公共交通確保維持事業</p> <p>第1章 陸上交通（第4条－第25条の22）</p> <p>第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</p> <p>第3節 車両減価償却費等国庫補助金</p> <p>第4節 公有民営方式車両購入費国庫補助金</p> <p>第5節 <u>予約型運行転換経費国庫補助金</u></p> <p>第2章 （略）</p>	

改正案	現 行	備考
<p>第3章 (略)</p> <p>第3編 (略)</p> <p>第4編 (略)</p>	<p>第3章 (略)</p> <p>第3編 (略)</p> <p>第4編 (略)</p>	
<p>第1章 陸上交通</p> <p>第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</p> <p><u>(電子情報処理組織による申請等)</u></p> <p><u>第18条の2 補助対象事業者は、第18条において準用する第11条第1項の規定による交付申請については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。</u></p>	<p>第1章 陸上交通</p> <p>第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金</p> <p><u>(新設)</u></p>	
<p>第1章 陸上交通</p> <p>第3節 車両原価償却費等補助</p> <p>(補助対象事業の基準)</p> <p>第20条 本節における補助対象事業は、生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。<u>以下この節から第5節までにおいて同じ。</u>)に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、別表11に定める要件に適合し、かつ、別表12に定めるところにより経費の額が算定されるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第6条第2項又は第16条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受ける系統を運行するために必要な車両の取得については、当該特例を受ける期間中に限り、「別表11」とあるのは「別表11の2」と、「別表12」とあるのは「別表12の2」と読み替えるものとする。</p> <p><u>3 第1項の規定は、生活交通確保維持改善計画に記載された補助対象系統を自家用有償旅客運送により運行するために必要な車両(乗車定員10人以下であって大臣が認めるものに限る。)の取得については、「別表11」とあるのは「別表11の3」と、「別表12」とあるのは「別表12の3」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>第1章 陸上交通</p> <p>第3節 車両原価償却費等補助</p> <p>(補助対象事業の基準)</p> <p>第20条 本節における補助対象事業は、生活交通確保維持改善計画(当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。<u>以下この節及び次節において同じ。</u>)に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、別表11に定める要件に適合し、かつ、別表12に定めるところにより経費の額が算定されるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、第6条第2項又は第16条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例を受ける系統を運行するために必要な車両の取得については、当該特例を受ける期間中に限り、「別表11」とあるのは「別表11の2」と、「別表12」とあるのは「別表12の2」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	

改正案	現行	備考
<p>(補助金交付申請)</p> <p>第23条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-10による申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第20条第2項又は第3項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「<u>車両減価償却費等再編特例等</u>」という。）を受けようとする場合にあっては、「11月30日」とあるのは「2月10日」と読み替えるものとする。</p>	<p>(補助金交付申請)</p> <p>第23条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-10による申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、第20条第2項の規定による補助対象事業の基準の特例（以下この節において「<u>車両減価償却費等再編特例</u>」という。）を受けようとする場合にあっては、「11月30日」とあるのは「2月10日」と読み替えるものとする。</p>	
<p>(準用規定)</p> <p>第25条 第5条、第9条、第13条及び第14条の規定（第18条による読み替え後の規定を含む。）は、本節において準用する。ただし、<u>車両減価償却費等再編特例等</u>を受けようとする場合にあっては、第5条中「9月30日を末日とする1年間」とあるのは、「4月1日から翌年1月末日までの間」と読み替えるものとし、第25条の5から第25条の8までの規定を準用する。</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第25条 第5条、第9条、第13条及び第14条の規定（第18条による読み替え後の規定を含む。）は、本節において準用する。ただし、<u>車両減価償却費等再編特例</u>を受けようとする場合にあっては、第5条中「9月30日を末日とする1年間」とあるのは、「4月1日から翌年1月末日までの間」と読み替えるものとし、第25条の5から第25条の8までの規定を準用する。</p>	
<p>第5節 <u>貨客混載導入経費国庫補助金</u> (補助対象事業者等)</p> <p>第25条の10 本節における補助対象事業者は、<u>第6条又は第16条の基準に適合する補助対象事業に係る活性化法定協議会とする。</u></p> <p>2 大臣は、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、当該事業に係る財産を取得した日の属する会計年度に交付する。</p>	<p>第5節 <u>予約型運行転換経費国庫補助金</u> (補助対象事業者等)</p> <p>第25条の10 本節における補助対象事業者は、<u>再編計画に基づき、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行の乗合バス事業又は路線を定めて定期に運行する自家用有償旅客運送（同規則第49条第1号に掲げる市町村運営有償運送における交通空白輸送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について」（平成18年9月15日付け国自旅第141号）1①に定めるものをいう。）又は同条第2号に掲げる交通空白地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものに限る。以下この節及び別表15において同じ。）から、予約型運行（同規則第3条の3第2号に規定する路線不定期運行若しくは同条第3号に規定する区域運行による乗合バス事業又は路線を定めて不定期に又は路線を定めず運行する自家用有償旅客運送であって、予約に応じた運送を行うものをいう。以下この節及び別表15において同じ。）への転換を図ろうとする場合において、転換後の事業を営もうとするバス事業者等又は活性化法定協議会とする。</u></p> <p>2 大臣は、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、当該事業に係る財産を取得した日の属する会計年度に交付する。</p>	

改正案	現 行	備考
<p>(補助対象事業の基準)  第25条の11 本節における補助対象事業は、<u>生活交通確保維持改善計画に記載された補助対象システムの運行の用に供する車両における貨客混載の導入に必要な車両の改造費用であって、別表15に定める要件に合致し、かつ、別表16に定めるところにより経費が算定されるものとする。</u></p>	<p>(補助対象事業の基準)  第25条の11 本節における補助対象事業は、<u>別表15に定める要件に合致し、かつ、別表16に定めるところにより経費が算定されるものとする。</u></p>	
<p>(生活交通確保維持計画及び収支改善計画)  第25条の12 活性化法法定協議会は、本節の補助を受けようとする場合には、第7条第1項各号又は第17条第1項各号に掲げる事項に次の各号に掲げる事項を加えて、生活交通確保維持改善計画を策定するものとする。  一 貨客混載の導入に係る目的・必要性  二 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果  三 貨客混載の導入に係る計画の概要  四 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額</p>	<p>(補助金交付申請)  第25条の12 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-14による補助金交付申請書に、次の各号に掲げる事項を記載して、大臣に提出しなければならない。  一 予約型運行への転換に係る計画概要  二 予約型運行への転換に要する初期費用の総額、内訳、負担者及び負担額</p>	
<p>(生活交通確保維持計画の認定)  第25条の13 生活交通確保維持改善計画の認定については、第10条(第18条による読み替え後の規定を含む)の規定を準用する。この場合において、生活交通確保維持改善計画の認定の通知は同条に基づく通知と併せて行うものとする。</p>	<p>(交付の決定及び通知)  第25条の13 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第1-15による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。  2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p>	
<p>(補助金交付申請)  第25条の14 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1-14による申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の2月10日までに大臣に提出しなければならない。</p>	<p>(交付決定の変更等の申請)  第25条の14 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第1-16による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。  二 別表16に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の30%以内の流用増減の場合を除く。</p>	
<p>(交付の決定及び額の確定等)  第25条の15 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第1-15による交付決定及び額の確定通知を補助対象事業者に通知するものとする。</p>	<p>(交付決定の変更及び通知)  第25条の15 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第1-17による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。  2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。</p>	

改正案	現 行	備考
<p><u>(準用規定)</u>  <u>第25条の16 第5条、第9条、第13条及び第14条の規定(第18条による読み替え後の規定を含む。)</u>は、本節において準用する。  <u>ただし、第5条中「9月30日を末日とする1年間」とあるのは、「4月1日から翌年1月末日までの間」と読み替えるものとし、第25条の5から第25条の8までの規定を準用する。</u></p>	<p><u>(申請の取下げ)</u>  <u>第25条の16 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(状況報告)</u>  <u>第25条の17 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第1-18による状況報告書を大臣に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(実績報告)</u>  <u>第25条の18 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から1か月を経過した日又は当該年度の2月10日のいずれか早い日までに様式第1-19による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(補助金の額の確定等)</u>  <u>第25条の19 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第1-20により補助対象事業者に通知するものとする。</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(補助金の請求)</u>  <u>第25条の20 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第1-21による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。</u></p>	
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>(事業の中止等)</u>  <u>第25条の21 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。</u></p>	

改正案				現行	備考
<u>(削る)</u>				(準用規定) 第25条の22 第25条の5から第25条の8までの規定は、本節において準用する。	
<u>附 則 (国総地第80号、国鉄都第265号、国自旅第334号)</u> <u>第1条 この要綱の改正は、令和2年度予算から施行する。</u>				(新設)	
<u>別表11の3 (第20条第3項関連)</u> <u>車両減価償却費等国庫補助金 (自家用有償旅客運送に係る補助対象事業の基準)</u>				(新設)	
<u>補助対象事業者</u>	<u>補助対象経費</u>	<u>補助対象事業の基準</u>	<u>補助率</u>		
<u>第2編第1章</u> <u>第2節の事業</u> <u>に係る活性化</u> <u>法法定協議会</u>	<u>補助対象車両</u> <u>の購入に係る</u> <u>費用及び自家</u> <u>用有償旅客運</u> <u>送を導入する</u> <u>ために必要な</u> <u>運転者の講習</u> <u>の受講に係る</u> <u>費用であって</u> <u>、別表12の</u> <u>3に定めると</u> <u>ころにより算</u> <u>出される経費</u>	<u>1. 活性化法法定協議会が定めた確保維持</u> <u>改善計画に取得が必要として掲載された補</u> <u>助対象車両の取得のうち、次のイからハマ</u> <u>での全てに適合する車両 (新車に限る。)</u> <u>イ 国庫補助金の交付を受けよう</u> <u>とする会計年度の4月1日から</u> <u>翌年1月31日までの間に取得</u> <u>した車両</u> <u>ロ 主として第16条第2項の規</u> <u>定による補助対象系統の自家用</u> <u>有償旅客運送による運行の用に</u> <u>供するもの</u> <u>ハ 乗車定員10人以下の車両であつ</u>	<u>1/2</u>		

改正案				現行	備考
		<p><u>て大臣が認めるもの</u></p> <p><u>2. 道路運送法施行規則第51条の16</u> <u>第1項第1号及び第2号に規定する国土</u> <u>交通省が認定する講習</u></p>			
<p><u>別表12の3 (第20条第3項関連)</u></p> <p>車両減価償却費等国庫補助金 (<u>自家用有償旅客運送に係る補助対象経費の算出方</u> 法)</p>				<u>(新設)</u>	
<p>補助対象経費の算出方法</p> <p><u>1. 補助対象車両の購入に要する経費</u> <u>補助対象経費の額 (車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計) は、1両につ</u> <u>き500万円又は実費購入費 (消費税除く。) のいずれか少ない額を限度とする。</u></p> <p><u>2. 自家用有償旅客運送を導入するために必要な運転者の講習の受講に要する費用</u> <u>補助対象経費の額は、道路運送法施行規則第51条の16第1項第1号及び第2号</u> <u>に規定する国土交通省が認定する講習の受講料とする。</u></p>					

改正案				現行				備考
別表15（第25条の11関連）				別表15（第25条の11関連）				
<u>貨客混載導入経費国庫補助金（補助対象事業の基準）</u>				<u>予約型運行転換経費国庫補助金（補助対象事業の基準）</u>				
補助対象事業者	補助対象経費	補助対象経費基準	補助率	補助対象事業者	補助対象経費	補助対象経費の区分及び基準	補助率	
活性化法定協議会	貨客混載の導入に必要な車両の改造費であって、別表16に定めるところにより算出される経費	活性化法定協議会が定めた確保維持改善計画に掲載された補助対象システムの運行の用に供する車両における貨客混載の導入に必要な車両の改造	1／ 2	一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに当該事業に係る活性化法定協議会	補助対象車両の購入に係る費用又はデマンドシステム	1. 補助対象車両の購入に要する経費 再編計画に位置付けられた、路線定期運行の乗合バス事業又は路線を定めて定期に運行する自家用有償旅客運送から予約型運行へ転換するシステムの運行に必要な車両の取得のうち、次のイからハまでの全てに適合する車両（新車に限る。） イ 国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年1月31日までの間に取得する車両であること ロ 主として路線定期運行の乗合バス事業又は路線を定めて定期に運行する自家用有償旅客運送から予約型運行へ転換するシステムの運行の用に供するものであること ハ 乗車定員10人以下の車両であつ	1／ 2	



改正案				現行				備考
						<p><u>て国土交通大臣が認めるもの</u></p> <p><u>2. デマンドシステムの導入に要する</u> <u>経費</u></p> <p><u>再編計画に位置付けられた、路線定期</u> <u>運行の乗合バス事業又は路線を定めて</u> <u>定期に運行する自家用有償旅客運送か</u> <u>ら予約型運行へ転換する系統の運行に</u> <u>必要なデマンドシステムの導入のうち</u> <u>、次のニ及びホに適合するシステムに</u> <u>係る初期費用</u></p> <p><u>ニ 国庫補助金の交付を受けようとする</u> <u>会計年度の4月1日から翌年1月</u> <u>31日までの間に導入するデマンド</u> <u>システムであること</u></p> <p><u>ホ 主として路線定期運行の乗合バス</u> <u>事業又は路線を定めて定期に運行す</u> <u>る自家用有償旅客運送から予約型運</u> <u>行へ転換する系統の運行の用に供す</u> <u>るものであること</u></p>		
<u>別表16（第25条の11関連）</u>				<u>別表16（第25条の11関連）</u>				
<u>貨客混載導入経費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）</u>				<u>予約型運行転換経費国庫補助金（補助対象経費の算出方法）</u>				

改正案				現行				備考
<u>補助対象経費の算出方法</u>				<u>補助対象経費の算出方法</u>				
補助対象経費の額（座席の撤廃、荷物置きと座席の隔壁設置、荷物固定のための柵の購入及び設置その他の貨客混載の導入に必要な車両の改造に要する費用の合計）は、 <u>実費改造費（消費税を除く。）を限度とする。</u>				<p>1. <u>補助対象車両の購入に要する経費</u></p> 補助対象経費の額（車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき500万円又は実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額のいずれか少ない額を限度とする。 <p>2. <u>デマンドシステムの導入に要する経費</u></p> 補助対象経費の額（端末機器、関連ソフトウェア及び初期研修経費等の初期費用の合計）は、1,300万円又は実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額のいずれか少ない額を限度とする。				
別表23（第74条第2項関連）				別表23（第74条第2項関連）				
バリアフリー化設備等整備事業（補助対象事業者等）				バリアフリー化設備等整備事業（補助対象事業者等）				
種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率	
鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消及び多機能トイレの設置並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	1/3	鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消及び多機能トイレの設置、 <u>転落防止設備の整備</u> 並びに誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	1/3	
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（駅舎、				・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（駅舎、		

改正案				現行				備考
		待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)				待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等)		
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。） 、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス・リフト付バス（空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。）、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）を除く。）の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）	1/3 （ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額）	自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。） 、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス・リフト付バス（空港アクセス又は観光周遊に使用するものを除く。）、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（空港アクセス又は観光周遊に使用するものに限る。）を除く。）の導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）	1/3 （ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては、1/4又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額）	
	一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成）	格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額）		一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成）	格との差額に1/2を乗じて得た額のいずれか少ない額）	
	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）	・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使			一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る。）	・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使		

改正案				現行				備考
	、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	<p>用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。)を整備する場合に限る。)及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</p> <p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(待合施設、ホームページ制作等)</p>			、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	<p>用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。)を整備する場合に限る。)及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費(資産の購入を含む。)、附帯工事費、補償費及び事務費(補助対象事業に直接要する経費に限る。))</p> <p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費(待合施設、ホームページ制作等)</p>		
海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者(以下「国内一般旅客定期航路事業者」という。)及び国内一般旅客定期航路事業者が船舶を貸与する船舶貸渡	<p>・船舶の移動等円滑化に要する経費(高度バリアフリー化船の建造、船舶の改造に要する経費のうち、高度バリアフリー化船の建造であっては、高度バリアフリー化船の船価と基準船舶(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第11号)に基づくバリアフリー基準に適合した設備だけを設置した船舶)の船価との差額、船舶の改造にあつては改</p>	1/3	海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者(以下「国内一般旅客定期航路事業者」という。)及び国内一般旅客定期航路事業者が船舶を貸与する船舶貸渡	<p>・船舶の移動等円滑化に要する経費(高度バリアフリー化船の建造、船舶の改造に要する経費のうち、高度バリアフリー化船の建造であつては、高度バリアフリー化船の船価と基準船舶(移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第11号)に基づくバリアフリー基準に適合した設備だけを設置した船舶)の船</p>	1/3	

改正案				現行				備考
	業を営む者	造費（資産の購入を含む）、附帯工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）」		業を営む者	造費（資産の購入を含む）、附帯工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）」			
	国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者	・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）」） ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）		国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者	・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。）、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。）」） ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）			
航空	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者	・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及	1 / 3	航空	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理する者	・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消（構造上の理由により、スロープ又はエレベーターを設置することが困難である場合であって、昇降機（車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものに限る。）を整備する場合に限る。）及	1 / 3	

改正案			現行			備考
		<p>び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。））、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p> <p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）</p>			<p>び誘導用ブロックの整備等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む。））、附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））</p> <p>・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）</p>	
<p>(注)</p> <p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p>3. 段差解消のうちエレベーター及びスロープの設置、多機能トイレの設置については、令和元年度第一次補正予算に限る。</p> <p>4. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6</p>			<p>(注)</p> <p>1. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。</p> <p>2. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。</p> <p>また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。</p> <p>3. 段差解消のうちエレベーター及びスロープの設置、多機能トイレの設置については、令和元年度第一次補正予算に限る。</p> <p>4. ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月20日付け国自技第254号、平成22年6</p>			

改正案	現行	備考
<p>月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p> <p>5. ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る補助対象事業者は、特別区・武三交通圏において1,000両以上のタクシー車両を保有し、補助金の交付申請を行う年度の前年度、前々年度、前々々年度のいずれかにおける経常収支が黒字であった事業者(特別区・武三交通圏を営業区域とするグループ会社にあつては、当該グループ会社から業務提携会社を除いた事業者を1つの事業者とみなす。)を除くこととする。</p> <p>6. 「高度バリアフリー化船」とは、「旅客船バリアフリーガイドライン(平成19年3月国土交通省海事局安全基準課)」の推奨基準に適合する設備を有する船舶をいう。ただし、旅客が乗降するための出入口(舷門又は甲板室の出入口をいう。)、通路及び車いすスペースのすべてを有していること。</p>	<p>月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたノンステップバスに限ることとする。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p> <p>5. ユニバーサルデザインタクシーの導入・改造に係る補助対象事業者は、特別区・武三交通圏において1,000両以上のタクシー車両を保有し、補助金の交付申請を行う年度の前年度、前々年度、前々々年度のいずれかにおける経常収支が黒字であった事業者(特別区・武三交通圏を営業区域とするグループ会社にあつては、当該グループ会社から業務提携会社を除いた事業者を1つの事業者とみなす。)を除くこととする。</p> <p>6. 「高度バリアフリー化船」とは、「旅客船バリアフリーガイドライン(平成19年3月国土交通省海事局安全基準課)」の推奨基準に適合する設備を有する船舶をいう。ただし、旅客が乗降するための出入口(舷門又は甲板室の出入口をいう。)、通路及び車いすスペースのすべてを有していること。</p>	